

四條畷市議会基本条例

逐条解説

四條畷市議会

四條畷市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）
- 第3章 市民と議会の関係（第5条—第8条）
- 第4章 議会と行政の関係（第9条—第11条）
- 第5章 委員会の活動（第12条）
- 第6章 自由討議（第13条）
- 第7章 政務活動費（第14条）
- 第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第18条）
- 第9章 危機管理体制の整備（第19条）
- 第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条—第22条）
- 第11章 最高規範性及び見直し手続（第23条・第24条）

附則

地方議会は、今、新たな活性が求められる時代にあつて、二元代表制のもと、首長や執行機関との立場や権能の違いをふまえた緊張関係を保ち、市の政策決定や事務の執行を監視する役割、又立法機能を十分に発揮しながら、日本国憲法に定める真の地方自治の実現を目指す責任と権限を担っています。

四條畷市議会（以下「議会」という。）は、市民の意思を代弁する合議機関であり、個々を尊重し合う民主的な政治の場として、その責務を全うすべく、議会の公正性と透明性を堅持し、市民の福祉向上のために活動します。

四條畷市は、多くの歴史的遺産と飯盛山系の緑にめぐまれた楠の香豊かなまちとして、夢と希望が輝く活力都市、緑と歴史をいかしたにぎわいのあるまちを目指しています。

議会は、この四條畷を市民と協働でさらに発展させ、市民が安心して暮らせる住みよいまちにするため、市民に開かれ、身近で信頼される活力ある議会の実現に全力で取り組むことを決意し、ここに四條畷市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会運営及び四條畷市議会議員（以下「議員」という。）に係る基本事項を定めることにより、市民に身近な開かれた議会及び議員の活動の活性化と充実を目指し、合議制の意思決定機関としての議会の果たすべき役割を明確にすることをもって、四條畷市民の福祉の向上と市政の伸展に寄与することを目的とする。

【解説】

議会運営及び議員に係る基本的事項を明文化し、議会の役割を明確にすることにより、市民の福祉の向上と市政の伸展に寄与することがこの条例の目的であることを規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 市民の代表により構成されていることを常に自覚しつつ、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市民に分かりやすい言葉及び表現を用いた説明及び議会運営に努めること。
- (4) 議会運営に関わる規則、先例及び申合せ事項は、必要に応じて見直しを行うこと。

【解説】

市民にわかりやすく、公正、透明で信頼できる議会運営のための4つの原則を規定しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制による機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を行うこと。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見及び要望を的確に把握し、議会の構成員として市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (3) 自己の能力を高める不断の研さんにより、政策立案能力を高め、議員提案による条例制定に努めること。

【解説】

- (1) 議員間の討議により、合議を図ることを規定しています。
- (2) 市民の意見及び要望を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すことを規定しています。
- (3) 議員が積極的に条例提案に努めることを規定しています。

(会派)

第4条 議員は、同一の政策理念を有する他の議員と議会活動を行うため、会

派を結成することができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

【解説】

同一の政策理念を持った議員集団を会派とし、また、議長は、必要に応じて会派代表者会議を開催することを規定しています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、その有する情報を市民に対して積極的に発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

3 請願及び陳情は市民による政策提言と位置付け、その審議並びに調査にあたっては、参考人として意見を直接求めることができる。

【解説】

議会は、市民に対する説明責任を果たすこと、市民との多様な意見交換の場を設け政策提案に努めることを規定しています。

(議会報告会)

第6条 議会は、必要に応じて議会主催の議会報告会を開催し、市政全般に関する課題について、市民と意見交換を行うものとする。

【解説】

「市民との意見交換の場」のひとつとして議会が地域に出向き、議会活動の状況報告や市政に関する情報提供を行うとともに、市民と意見を直接交換する機会として議会報告を開催することを規定しています。

(委員会の公開)

第7条 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会及び議案審査に係る議会運営委員会（以下「委員会」という。）の会議を公開する。

【解説】

議会は、本会議及び各委員会の会議を公開することを規定しています。

(態度表明)

第8条 議会は、すべての議案に対する各議員の態度を公表するとともに、議員の活動に対する市民の評価に資する情報の提供に努めるものとする。

【解説】

議員がすべての議案の議決に際して表明した賛成または反対の意思表示を、議会だよりやホームページで市民に公表することを規定しています。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第9条 議会審議において議員と市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、次項から第4項までに掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めるものとする。

2 本会議における議員と市長等との質疑、質問、答弁は、一問一答方式を積極的に活用することにより、論点及び争点を明確にし、市民により分かりやすい効率的な議事運営を図るよう努めるものとする。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

5 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

【解説】

議員は、行政との健全な緊張関係のもとに、議会における審議に臨むこととし、議会における審議の論点を明確にするため、一問一答方式の積極的活用や行政が議員へ反問することを認めることを規定しています。

また、議員活動の拡充と透明化を図るため、議会以外においても議員が行政に対し文書による質問を行うことができるものとし、それに対する回答は公文書によることとしています。

最後に、議会は行政と馴れ合わず、市民の負託を受けた議員で構成する組織として、真摯な態度で活動することを規定しています。

(議会審議における政策情報の提供)

第10条 議会は、市長が提案する政策について、議会審議における政策情報を整理し、当該政策の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項につ

いて説明を求めるものとする。

- (1) 政策の目的及び発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性並びに関係する法令及び条例等
- (6) 政策の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策の効果及び費用

【解説】

市長が政策を提案する場合、実効性のある政策の実現に資するよう政策を必要とする背景や立案の過程、財源の裏付けなどの説明を求め、議会審議での論点の明確化を図ることを規定しています。

(予算及び決算に係る政策説明)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、市長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい資料の作成及び説明を求めるものとする。

【解説】

予算、決算についても、前条に準じた説明を行政に求めることを規定しています。

第5章 委員会の活動

(委員会の活動)

第12条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努め、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員会報告については、簡素で分かりやすい報告書の作成に努めるものとする。

3 議会は、委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

委員会審査に当たっては、公正、透明性の確保を図り、市民にわかりやすい審査に努めること及びそのための委員長の責務、議会の役割を規定しています。

第6章 自由討議

(自由討議の保障)

第13条 議長及び委員会の委員長は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議の機会を設けることができる。

【解説】

議会は、本会議または委員会での議案審議等の過程において、議員または委員が賛否を決定する参考とするため、議員または委員相互が自由に議論できる場を設定することを規定しています。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第14条 議員は、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであることを認識し、その執行に当たっては、四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第11号)を遵守しなければならない。

2 議会は、政務活動費の収支報告書及び関係書類を公開し、毎年1回、同報告書の写しを四條畷市議会だより及び市ホームページに掲載するものとする。

【解説】

議員が政務活動費を執行する場合の心構えと、支出内容を市民に公開し、政務活動費の適正な執行と透明性の確保に努めることを規定しています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努め、市政の課題に関する調査が必要であると認めるときは、学識経験を有する者等による、調査及び研修をすることができる。

【解説】

議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を目的として議員研修の充実を図り、必要があるときは学識経験者等による調査及び研修を行うことを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、議員の政策形成及び政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議員の政策提案を補助する議会事務局の整備について規定しています。

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力の向上を図るため、議会図書室の図書及び資料の充実に努めるものとする。

【解説】

議員の政策提案のため、議会図書室の充実等について規定しています。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるため、四條畷市議会だより及び市ホームページ等を活用し、議会情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう本会議等の映像の配信等、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段をすすめ、議会広報の充実に努めるものとする。

【解説】

市民への積極的な情報提供と議会広報の充実について規定しています。

第9章 危機管理体制の整備

(災害対策連絡会議)

第19条 議会は、自然災害等危機事案が発生したときは、災害対策連絡会議を設置し、市の災害対策本部との連携を密にし、市民の安全の確保に努めるものとする。

2 災害対策連絡会議に関する事項は、別に定める。

【解説】

議会は、大きな自然災害などの緊急事態が発生したときは、災害対策連絡会議を設置し、市の災害対策本部と連携を密にして市民の安全確保に努め、議員の役割や行動を明確化し、議員自らが迅速かつ適切な対応を図ることができるように規定しています。

第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた市民全体の奉仕者として、その

倫理性を常に自覚し、公正、誠実を基本として、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動するものとする。

【解説】

議員は高い品格を有する市民の代表者として、常に行動しなければならないことを規定しています。

第21条 議会は、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮し、その定数は、四條畷市議会議員定数条例（平成14年条例第23号）に定めるものとする。

【解説】

議員定数の改正に当たっての基本的留意事項です。

（議員報酬）

第22条 議会は、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点並びに市政における議員の活動、役割及び責任等を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を参考にし、その報酬額は、四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年条例第15号）に定めるものとする。

【解説】

議員報酬の改正に当たっての基本的留意事項です。

第11章 最高規範性及び見直し手続

（最高規範性）

第23条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する条例、規則等の制定及び改廃においてはこの条例の趣旨が反映されなければならない。

【解説】

議会基本条例は、四條畷市議会に関するあらゆる条例・規則の最高位のものであります。

（見直し手続）

第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含め、必要な措置を講じるものとする。

3 この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

【解説】

議会は、一般選挙後速やかに本条例の目的が達成されているか検証し、必要に応じて条例の改正等必要な措置を講じることとしています。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第6号)抄

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第20号)抄

この条例は、平成27年7月6日から施行する。

附 則(平成28年条例第号)抄

この条例は、平成28年4月1日から施行する。